

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会  
旅費規程

規程第 4 号

(旅費)

第 1 条 本規程は、役員が会議・事業等により出張する場合の旅費について規定する。

(旅費の種類)

第 2 条 旅費の種類は、次の通りとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 旅費支給の対象となるのは、宿泊を伴う場合または最寄り駅から片道 200 キロ以上遠方に出張する場合とする。

(算定方法)

第 3 条 旅費の算定は、次の通りとする。

(1) 交通費

最寄り駅から目的地までの普通往復運賃の実費。ただし、実情に応じて特急、新幹線、飛行機等の利用を認める。

※自家用車による旅費計算

10km まで	以降、5 km を超える毎
200 円	100 円

高速料金については実費。

(2) 宿泊費

宿泊が必要な場合、1 泊につき 10,000 円を限度に補助する。

(請求方法)

第 4 条 別添の「規程第 4 号 (様式 1)」に、出張名目、日時、出張先 (会場)、請求料金、旅行経路を記載し、必要に応じて領収書を添付し請求するものとする。

(委任)

第 5 条 本規程に定める外、必要な細目事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(改正)

第 6 条 本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

本規則は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。